

Tax

Issue P329 – 2021 年 1 月 4 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

「OECD による新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大に関する移転価格執行ガイダンス」－中国税務実務の観点による分析

Authors :

Lian Tang He

Partner

Tel : +86 10 8520 7666

E-mail : lhe@deloitte.com.cn

Mandy Yu

Director

Tel : +86 21 6141 1219

E-mail : manyu@deloitte.com.cn

Andre Lu

Senior Manager

Tel : +86 21 2316 6173

E-mail : andlu@deloitte.com.cn

2020 年 12 月 18 日、経済協力開発機構（以下「OECD」）は、「新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大に関する移転価格執行ガイダンス（Guidance on the transfer pricing implications of the COVID-19 pandemic）」（以下「ガイダンス」）を公表した。ガイダンスは、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」）の世界的な感染拡大の影響による発生または複雑化の可能性のある課題について、以下の 4 つの課題に焦点を当てるものとなっている。また、独立企業間原則及び「OECD 多国籍企業及び税務当局のための移転価格ガイドライン」（以下「OECD 移転価格ガイドライン」）をどのように適用するかについて、主眼が置かれている。

- (i) 比較可能性分析
- (ii) 損失及び COVID-19 特有の費用の配分
- (iii) 政府支援プログラム
- (iv) 事前確認協議（APA）

本 Tax Analysis では、「ガイダンス」の内容、及び COVID-19 の世界的感染拡大の影響下にある中国の経済状況と中国国内の移転価格法規・実務の現状を踏まえた上で、2020 年度及び COVID-19 の影響を受ける可能性のある将来年度において、中国企業が移転価格分析・ローカル文書作成・APA などの面から移転価格管理をどのように展開すべきかについて、検討する。

「ガイダンス」の概要

COVID-19 の世界的感染拡大及び各国政府の対応で生じた経済への影響により、多国籍企業が独立企業原則を適用する際に、多くの実務的な課題に直面している。OECD はそれらの課題に対処するための提言を「ガイダンス」にまとめている。「ガイダンス」は

「OECD 移転価格ガイドライン」の改訂・拡大ではなく、独立企業原則の具体的な適用の検討に主眼を置くものである。

「ガイダンス」で OECD は、移転価格分析において独立企業原則に従い、検証対象取引と独立企業間取引との比較可能性を確保すべきであると指摘した。上述の移転価格分析には、関連者間取引における機能・リスクの実質に関する正確な描写、比較可能性分析における COVID-19 及び政府支援などの要因による検証対象取引（または企業）と比較対象取引（または企業）への特殊な影響に関する分析などが含まれる。また、COVID-19 による既存の企業間取引アレンジへの影響、すなわち COVID-19 により生じた特殊な原価費用及び損失を取引のどの当事者が負担すべきかについて、独立企業原則に基づき個々の事情に即した分析の実施が求められた。取引の実質を正確に描写し、独立企業原則に則り価格設定及び検証を行う。その上で、予測財務データとの比較及び合理的な商業的判断など、比較可能性に関する課題の実用的な解決方法に関するアドバイスを提示した。それらの方法は、COVID-19 による特殊な状況の期間に「移転価格ガイドライン」のルールを適用することで比較可能性の向上に寄与する。また、数多くの企業に存在する「APA による租税確実性の更なる向上」の需要に応え、「ガイダンス」は、締結済・交渉中の APA について、企業と税務当局の双方が協力して効率的に柔軟なアプローチを模索することを求めた。

「ガイダンス」の内容概要については、文末の添付を参照のこと。

「ガイダンス」に対する中国税務実務の観点からの分析

中国は、世界で最初に COVID-19 による影響を受けたが、いち早く感染拡大を抑え込むことで企業活動と操業の再開を実現した経済体である。2020 年において、中国は諸外国と比較した場合に以下の異なる特徴を示している。

- マクロ経済の観点から、いち早く経済の衰退から脱出し、世界主要国で唯一プラスの成長を遂げた国となった。1 月末から 2 月上旬にかけて COVID-19 の感染拡大の抑え込みの局面を乗り越え、2 月末には全国各地で秩序正しい企業活動と操業の再開を実現した。第 2 四半期には GDP 成長率がプラスに転じ、通年で前年同期比 2.2%増を達成し、主要国で唯一プラスの成長を遂げた国となった¹。
- 多国籍企業のサプライチェーンの中国製造業に対する依存度が予想に反して増加している。COVID-19 の世界的感染拡大に伴い、諸外国では生産活動が抑制され、その影響で多国籍企業は次々と中国への発注を拡大した。中国製造業活動の購買担当者景気指数（PMI）、非製造業商務活動指数及び総合 PMI 産出指数は、3 月以降 10 ヶ月連続で景況感の分岐点以上の水準を維持している²。また、輸出入物価指数は 4 ヶ月連続で成長を維持している。³
- 一部の業界は、COVID-19 の世界的感染拡大から生じた特定の市場の需要により利益を獲得している。COVID-19 の世界的感染拡大は、医療衛生・通信サービス・電子商取引・エンターテインメントなどの一部業界の需要増に寄与した。特筆すべき点として、海外旅行の制限の影響により、中国国内における贅沢品の小売業界なども成長を遂げたことが挙げられる。⁴
- COVID-19 の影響により、中国における産業のモデルチェンジ・アップグレードが加速した。数多くの業界では、スマート化・デジタル化へのモデルチェンジが更に加速した。電子商取引・フードデリバリー・ライブコマースは数多くの消費財において代替不可能な重要な販売ル

For more information, please contact :

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

Director

Tel: +86 10 8512 5524

Email: turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

Partner

Tel: +86 21 6141 1368

Email: kitaya@deloitte.com.cn

川島 智之

Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1172

Email: tomkawashima@deloitte.com.cn

華南地区

広州

左 迪

Partner

Tel: +86 20 2831 1309

Email: ezuo@deloitte.com.cn

¹ 2021 年「経済藍皮書」：国内・国際の 2 つの循環が相互に促進する新たな発展構造の構築の加速、中国社会科学院 2020 年 12 月 18 日、http://cass.cssn.cn/yuanlingdao/caifang/tupian/202012/t20201218_5234378.shtml

² 「2020 年 12 月における中国 PMI 運行状況」、国家統計局 2020 年 12 月 31 日：http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/202012/t20201231_1811924.html

³ 「国家統計局サービス業調査センターの趙慶河シニア統計士（高級統計師）による、2020 年 12 月における中国 PMI への解説」、国家統計局 2020 年 12 月 31 日：http://www.stats.gov.cn/tjsj/sjld/202012/t20201231_1811925.html

⁴ 「2020 年における贅沢品業界の大きな変動：中国市場において、デジタル化・若者消費者層重視が新しい方向性となる」、21 世紀経済報道 2020 年 12 月 29 日：<https://m.21jingji.com/article/20201229/herald/e85fd964368dace01473dc0240bfa637.html>

ートとなっている。製造面では、ハイテク製造業の PMI は年間を通して製造業全体の PMI を上回っており、製造業全体の回復を大きく牽引した⁵。

早い経済回復の背景にある中国独自の事情、及び中国移転価格法規を踏まえて、中国企業は中国移転価格実務において「ガイダンス」を適用する際に、以下の点について分析することが推奨される。

1. COVID-19 流行期間における特殊費用の処理

中国は、世界で最初に COVID-19 による影響を受けたが、いち早く感染拡大を抑え込むことで企業活動と操業の再開を実現した経済体である。2020 年第 1 四半期において、国内企業は企業活動・工場操業の停止から大きな影響を受けたため、産出と収入の部分的または完全な寸断により、固定原価・費用の捻出ができない状況が散見された。企業活動・工場操業の再開の初期には、COVID-19 対策のための支出が多く企業が抱える問題となった。また、活動再開後においても COVID-19 の影響下にある企業は、リモートワーク・オンライン会議などによる IT 経費の上昇及び出張旅費の下落などの例年にはない要素に直面している。関連者間取引を行う中国企業は、2020 年度の移転価格分析において上述した特殊費用による影響をどう扱うか（例：利益率指標を計算する際、特殊要因としてその影響を除外することができるか否か）について考慮する必要がある。

「ガイダンス」の関連内容概要	中国実務の観点による分析
「ガイダンス」CHAPTER 2 における特殊費用についての分析によれば、COVID-19 の影響下にある期間における特殊費用の関連者間配分の妥当性は、比較可能性のある独立企業間取引アレンジに対する考察に基づき判断できる（パラグラフ 47~50 を参照のこと）。つまり、第三者間で類似の費用がどのように配分されているかがその判断材料となる。もし比較対象企業が非関連者顧客に生産停止及び生産再開のための特殊費用を請求するアレンジを裏付ける証拠がない場合、関連者間取引において、非独立企業である取引他方が関連の費用を自社で負担すべきであると考えられる。	COVID-19 流行期間における第 1 四半期の特殊費用について、各地各レベルの税務当局は具体的な処理に関するアドバイス（非公式）を納税者に提示したことがある。その一例として、納税者は自ら負担すべき COVID-19 対策のための支出などの具体的な費用を数量化し、費用全体から区分した上で証拠資料を保管した場合、それらの費用を特殊要因とし、関連者間取引の利益率指標を計算する際に、その影響相当額を除外することを認めることが挙げられる。この措置は、「ガイダンス」のパラグラフ 47~50 の内容と一致している。 具体的な適用に関して、納税者が「当年度の利益率指標が COVID-19 の特殊費用から重大な影響を受けたことにより、利益率指標を分析する際にその要因を考慮する必要がある（例：比較対象企業の 2020 年度財務データを入手できないため、経営状況が正常である直近会計年度のデータを使用する場合）」ことを十分な証拠と根拠に基づき証明できる場合を一例として挙げる。その場合、まず、企業の機能・リスクの位置づけ、グループの移転価格政策、既存の関連者間取引の価格決定方針及び関連の協議に基づき、それらの費用及びリスクをどのように関連者間で配分すべきかについて分析する必要がある。現地企業の負担すべき費用によって生じた企業経営上の特殊要因は、それに係る特殊費用を数量化し、費用全体から区分されることが推奨される。これは、納税者の利益率指標の計算や比較可能性分析に際して、COVID-19 流行期間の特殊費用による影響に関する信頼性の高い調整を行うためである。また、分析を経て調整可能と判断した費用について、納税者は税務当局からの質疑に備えて、費用の発生を証明できる証拠資料を保管する必要がある。同時に、業界の独立した第三者が、類似の場合に行った類似の特殊費用に関する処理方法のサポート資料を準備する必要がある。 特筆すべき点として、例えば、納税者が比較対象企業の 2020 年度のデータを入手し、比較可能性分析に使用する場合、比較対象企業も類似の特殊費用を負担した可能性が高いことが挙げられる。従って、検証対象企業または検証対象取引のみに対して、当該種類の特殊要因調整を行うべきではない。

2. COVID-19 流行期間における比較可能性分析

⁵ 脚注 2、3 を参照のこと。

前述の通り、第 1 四半期において、中国企業は諸外国よりも早い段階でコロナによる影響に直面した。第 2 四半期や下半期において、中国が COVID-19 の抑え込みに成功する一方、諸外国で COVID-19 の大規模な感染拡大が発生した。多国籍企業のサプライチェーンの海外部分のみが打撃を受けたことにより、一部の中国企業に大幅な受注増が発生した。その結果、年間を通して業績の「V 字型」推移を示した企業が少なからず存在している。また、業務量と利益の双方でプラスの成長を遂げた業界も存在する。このような状況の下、取引単位営業利益法を採用した中国企業は、2020 年度移転価格同期資料を作成する際に、比較対象企業と比較対象期間の選択、及び比較可能性調整の必要性などの問題に直面することになる。

「ガイドンス」の関連内容概要	中国実務の観点による分析
「ガイドンス」では、OECD が COVID-19 流行期間における比較可能性分析の実施方法に関するアドバイスを提示しており、また、比較対象期間の選択について様々な観点から分析した。 「ガイドンス」によれば、「比較可能性分析に用いる最も信頼性の高い情報は、第三者間の同じ事業年度に係る情報であり（パラグラフ 14）」、「四半期財務データに基づく分析（パラグラフ 11）」または「COVID-19 の発生以降若しくは影響が顕著であった期間については、それ以前の期間と区別して分析すること（パラグラフ 27-29）」が比較可能性の問題への対応策として考えられる。 また、「ガイドンス」では COVID-19 による影響や政府支援の地域差が比較可能性分析における主要な要因になり得るため、十分に留意した上で、比較可能性分析に影響を与えるその他の要素に係る調整の必要性の有無について検討する必要があるとされている（パラグラフ 32、84）。	「ガイドンス」における比較対象期間・比較対象地域に関する分析、及び中国経済の V 字回復状況を踏まえた上で、取引単位営業利益法を運用する企業は、潜在的な中国比較対象企業の 2020 年度の財務状況に留意し、比較可能性分析の結果が独立企業原則に即した適正利益水準を反映できるよう確保することが推奨される。 具体的には、中国企業は比較可能性分析において、以下の方法またはデータの運用を検討できる。 比較対象期間について 企業は、2020 年度の実績財務データと COVID-19 感染拡大前の予算データ・成長の見通しとの比較分析を踏まえた上で、2020 年度における自身の特殊要因が比較対象企業の財務データの選択に影響を与えるかについて分析することができる。 • 操業再開後、感染拡大ピーク期に受けた損失と相殺できるまで回復したことにより、2020 年度の全体的な実績財務データが正常の水準にある場合、比較可能性分析において、過年度の報告書と同様の基準（中国移転価格実務の一般的な方法として、前 1 会計年度から 3 会計年度遡って 3 年平均財務データを使用する）に基づいた比較対象期間の選定の検討が可能となる。 • COVID-19 の感染拡大により、2020 年度の財務データが正常の水準から逸脱した場合（予想を上回る場合と下回る場合の両方を含む）、その他の方法の運用の検討が可能となる。例えば、以下の方法が挙げられる。 - ü 比較対象企業の 2020 年度データを比較分析に使用すること - ü 四半期ごとの比較分析を行うこと - ü COVID-19 感染拡大の影響下でない比較対象企業のデータとの比較可能性を高めるために検証対象企業のデータに対して特殊要因の数量化調整を行うこと - ü 回帰分析などの統計的分析方法の運用など⁶ 地域的要因への考慮 COVID-19 対応において中国と諸外国の間に大きな差異が存在するため、比較対象企業の 2020 年度の財務データを使用して比較分析を行う場合、データの比較可能性に問題が生じる可能性がある。その対応のため、企業は 2020 年の各四半期における国外比較対象企業と国内比較対象企業との財務データの比較を通じて、両者の市場面での比較可能性を地域的要因の観点から考察する必要がある。地域的要因の観点から比較可能性があると確認された場合、比較対象企業の絞り込みルールを調整することで

⁶ 詳細については、2020 年 12 月 22 日付けのデロイト Tax Analysis「双循環戦略の下で在中多国籍企業が担う移転価格リスクと対応策の検討」を参照のこと。 <https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/ta-2020/deloitte-cn-tax-tap3282020-zh-201222.pdf>

	中国比較対象企業を優先的に使用する必要が生じる可能性がある。留意点として、COVID-19の流行期間における地域的要因に対する考慮を重視するあまり、機能・リスク分析などの重要な要素の軽視を引き起こすべきではないことが挙げられる。例えば、ハイテク資格認定を受けた中国上場企業は、地域要因の観点から高い比較可能性を有することのみを理由に、いかなる重要な無形資産も有しない単一な機能を担う企業を比較対象企業に選定すべきではない。地理的な市場・機能リスクなどの要素を総合的に考慮してもなお、理想的な比較対象企業（または比較対象取引）を得られない場合、企業は比較可能性分析に際して「COVID-19による影響」という特殊要因に対する調整を視野に入れることも対応策の一つとして考えられる。
--	--

3.損失と移転価格調整

中国税務当局は従来より「限定的な機能とリスクを担う企業（限定的なリスクを負う卸売・受託製造・来料加工・受託研究開発などの業務に従事する企業）は原則として合理的な利益水準を維持すべき」という一貫した主張を掲げてきた⁷。これらの企業に欠損が生じた場合、税務当局による重点的なモニタリング対象と潜在的な調査対象とされる可能性がある。COVID-19感染拡大の影響下で、上述のような企業に生じる損失が許容されるか、移転価格調整を通じて損失の補填を図るのかについては注目に値する事項である。

「ガイダンス」の関連内容概要	中国実務の観点による分析
「ガイダンス」パラグラフ 40 で、COVID-19 流行期間中に「限定的なリスク」を負う企業に生じる欠損は許容されるか否かに関する分析が行われており、関連者間取引における機能・リスクの実質を正確に描写できるか否かは問題解決の要であるとされた。	「限定的なリスク」を負う中国企業が検証対象取引で損失を負担する場合、同期資料などで損失を引き起こすリスク（例：不可抗力要因など）を企業の負担とすべきかについて、取引の実質を正確に描写する上で、十分に検証する必要がある。もし「限定的なリスク」を負う中国企業が、本来負担すべきではないリスクにより損失を被った場合には、独立企業原則に則り、移転価格調整を通じて補償を得よう検討することができる。
既に損失が発生した企業に対して、各国の税務当局は柔軟に対応し、企業が税務申告期間の後に取得した比較対象データに基づき移転価格調整を実施することを認めるよう提言した。	限定的なリスクを負う企業に対する補償は、必ずしも企業の安定した利益率の取得を保証するものではないことに留意する必要がある。一例として、独立した第三者企業の間に、製品加工代行取引の委託元が自身の受注不足のため、非関連者である委託先に特定の生産ラインを閉鎖するよう求め、代わりに損失を補償するケースが挙げられる。このような補償は通常、損失を原価に算入してその他の取引の製品単価から補償するのではなく、一括送金の形式で支払われる。関連者間取引の類似のケースで、独立企業原則の下、委託元の指示により発生する委託元の負担すべき追加コストに対する補償は、原価計上により通常業務の全製品に配賦することができず、製品単価の異常な上昇を引き起こす可能性がある。同様に、限定的なリスクを負う卸売業者は、COVID-19の感染拡大の前に、自身の意思決定ではなく関連者の指示した数量と価格に基づき在庫を仕入れる可能性がある。それにより COVID-19の感染拡大の後に発生する在庫過多や損壊に関するコストは、関連者が補償すべきである。将来の取引における製品単価に反映させ、製品単価の異常な低下を引き起こすべきではない。 一方、限定的な機能とリスクを担う企業は、COVID-19の感染拡大を受け、様々な原因（例：感染拡大によりグループの国外生産の停滞による中国の生産企業への発注の増加・海外旅行規制の影響による国内の贅沢品等の業界における売上の増加）で過年度より高い超過利益を取得する可能性がある。多国籍グループにおける一般的な移転価格ポリシーでは、このような超過利益は、限定的なリスクを負う企業に生じる損失と同様に、移転価

⁷「特別納税調査調整及び相互協議手続に関する管理弁法」（国家税務総局公告 2017 年第 6 号）第 28 条：企業が国外関連者のために来料加工または進料加工等の単一的な生産、販売または契約型研究開発業務に従事する場合、原則として合理的な利益水準を維持しなければならない。上述の企業が欠損を計上する場合、『国家税務総局の関連者間取引申告と同期資料の管理に関する公告』（国家税務総局公告 2016 年 42 号）の同期資料の準備基準を満たすかに関わらず、欠損年度の同期資料のローカルファイルを準備しなければならない。税務機関はこうした企業のローカルファイルを重点に審査すべきであり、監督管理を強化する。こうした企業が本来関連者が負うべき経営の意思決定、稼働率不足、製品の販売不振、研究開発の失敗等に起因したリスク及び損失を負う場合、税務当局は特別納税調整を実施することができる。

	格調整を通じてリスク負担企業に送金しなければならないとされている。中国移転価格の現行の法規と実務上、当該超過利益が具体的な取引（例：製品と原材料の輸入取引）における不適切な価格設定に起因することを多国籍グループが証明できない限り、その海外送金は困難である。COVID-19 の感染拡大の背景下で、上述の「限定的なリスクを負う企業」による超過利益の取得は、税務当局に地域性特殊要因の存在を質疑されるきっかけとなる可能性がある。
--	--

4. 中国政府の支援に関する処理

COVID-19 の流行期間において、中央政府と各地方政府は企業による感染拡大対策を支援し、企業の健全で秩序正しい発展を維持するために、多くの支援政策を打ち出した。「ガイダンス」の paragraphs 67-69 には政府支援に関する分析が記載されている。取引上、経済的特徴に影響を与える可能性がある政府支援政策として、家賃の減免・流通税と社会保険料の減免・ローン利子補給金給付などが挙げられた。

「ガイダンス」の関連内容概要	中国実務の観点からの分析
政府支援が移転価格アレンジに与える影響について分析する際、取引の機能・リスクの実質の描写（paragraphs 73-81）と比較可能性分析（paragraphs 82-86）に注目することが求められた。	中国企業にとって、政府支援に関する関連者間取引の処理上の主なリスクは、比較対象企業（特に国外企業）または比較対象取引に発生する可能性のある政府支援の実施アレンジや会計処理の差異によって比較可能性が損なわれることである。言い換えれば、COVID-19 から影響を受けた2020年度と将来年度における比較可能性分析に際して、中国企業は各地域・各業界における政府支援の影響を考慮することで、分析結果上の独立企業原則に合致する価格設定または利益水準を正確に反映することを確保する必要がある。 比較可能性分析に関する前述の内容の通り、企業が比較可能性分析に中国の比較対象企業（または比較対象取引）のデータを使用する場合、比較可能性分析で政府支援による影響が限定的なものとなることが予想される。具体的な政府支援プログラムを利益率指標の計算に組み入れるか否かについては、比較対象データとの一致性を保つ原則に基づき、選定された比較対象企業（または比較対象取引）に応じた必要な比較可能性調整を実施すべきである。 また、企業が利益率指標を計算する際に、COVID-19 関連の特殊費用の影響を除外することで正常経営時の利益率を想定する場合において、比較可能性分析の公平性と一貫性を確保するために、同期間に参加した取引における経済的特徴に影響を与える可能性がある政府支援プログラムについても、その影響を除外すべきか否かについて考慮する必要がある。

5. APA に与える影響

近年、中国税務当局は APA 業務、及び APA 業務へのリソースの投入を強化しており、APA の締結件数は上昇傾向にある。私どもの観察によると、国家税務総局は関係相手国の税務当局との協議を継続的に展開している。今年の COVID19 の発生という状況下においてもオンライン会議などを通じて業務を継続し、企業における移転価格リスク対応及び二重課税の解消に力強いサポートを提供した。

「ガイダンス」の関連内容概要	中国実務の観点からの分析
「ガイダンス」の chapter 4 に記載された通り、APA の取消・改定が必要となるような事由（例：重要な前提条件への抵触）がない限り、締結済みの APA は尊重されるべきである（paragraph 90）。重要な前提条件への抵触に該当すると懸念される経済環境や事業実績の変化がある場合、APA を合意した税務当局に透明性をもって情報を開示し、相談することが推奨される（paragraph	中国税務当局による移転価格管理モデルは事後の調査主導型から事前の管理・サービス主導型へと切り替わりつつある。それに伴い、APA 締結を通じてグループの移転価格リスクを管理する意向を持つ企業は増加の傾向にある。 APA の実行期間にある企業は、「ガイダンス」の提言を参照し、協力的な姿勢を示したうえで、COVID-19 の感染拡大の影響で APA の重要な前提条件への抵触に該当する事由の有無について税務当局と相談することができる。そして、実際の状況に応じて APA の改定・取消・撤回を選択する（「ガ

104~105)。	「ガイダンス」の paragraph 96) ことが可能となる。APA の改定が必要である場合、前述のように、関連者間取引の機能・リスクの正確な描写とその分担状況、及び比較可能性分析の運用に留意する必要がある。 APA 交渉中の企業は、COVID-19 の感染拡大による影響を APA の交渉で考慮すべき要素として取り入れ、COVID-19 の感染拡大の背景下で将来の移転価格に対する APA の強制力について税務当局と協議することが望ましい。その上で、2020 年度及び COVID-19 から影響を受ける可能性がある将来年度における租税の確実性を確保することが推奨される。 最近、一部の省・市の税務当局がより簡単で実行しやすいユニラテラル APA の手続きを導入しており、関連する企業はその動向に留意し、関連情報を適時に入手することが推奨される。
-----------	--

まとめ

まとめとして、OECD は「ガイダンス」において、「移転価格ガイドライン」の中心的理念である「関連者間取引の機能・リスクの実質に対する正確な描写と独立企業原則の運用」を COVID-19 の感染拡大から生じた実務的な課題への対応に適用することで、世界各国の納税者と税務当局に行動指針を提示した。中国企業にとって、COVID-19 の感染拡大から中国経済が回復するまでに存在する特殊性を踏まえた上で、中国の移転価格法規の具体的な要求に基づき、COVID-19 の感染拡大によってもたらされる移転価格管理上のチャレンジに対応する必要がある。短期的な観点から、関連者間取引における国内外企業のリスクの負担状況を再確認し、比較対象取引に関する情報・データを収集することは、2020 年度の移転価格コンプライアンスを確保するための要である。長期的な観点から、企業はグループの移転価格ポリシーを整理し、COVID-19 感染拡大のような特殊な事件によってもたらされる移転価格コンプライアンス上のチャレンジ（リスク負担に関する義務の不明瞭・利益率の激しい変動・信頼性の高い比較対象データの入手困難）に対するリスクコントロールメカニズムを確立する必要がある。

COVID-19 の感染拡大による影響は、税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画の公表以来、中国税務当局が推奨している分析方法に特別な視点をもたらした。例えば、以下の事項が挙げられる。

- バリューチェーン分析の観点から、COVID-19 の感染拡大下で多国籍企業の中国子会社に対する依存度の上昇に伴い、中国子会社はバリューチェーンにおいてより多くの機能を担い、より多くの貢献をするようになったか
- COVID-19 の世界的感染拡大から影響を受ける中、中国市場が見せた対応力は、一部業界にとって、中国市場における地域性特殊要因の存在を意味するか
- COVID-19 の世界的感染拡大から影響を受け、国外にある本社は、中国企業に配分されるグループサービス費用を見直す必要があるか

これらの疑問は、2020 年度及びポストコロナ時代に、納税者と税務当局からの回答が待たれる。

チャプター1：比較可能性分析

主な課題

- 2020 年度の比較可能性分析の妥当性をサポートするために必要となる資料
- 予測財務データを用いて独立企業間価格であることをサポートできるか否か
- 「タイミングの問題（timing issues）」が最も顕著となるのはどのような状況か
- 情報不足に対処するためのアプローチ方法
- 他の経済危機におけるデータを用いた移転価格設定の許容の可能性
- 独立企業間取引の比較可能性分析をサポートするデータの所属期間の選定方法
- 移転価格調整メカニズムは適用可能か否か
- 比較対象企業または比較対象取引を評価するための措置
- 赤字の比較対象企業は運用可能か否か

ガイダンスの要点

- 原則として、COVID-19 が納税者の事業・業界・グループ内取引に及ぼす影響に関して、公的に入手可能な様々な情報が、比較可能性分析のサポートのために有益となる可能性がある。例えば、以下の事項が挙げられる。
 - ü COVID-19 による売上の増減や稼働率の変化に関する分析
 - ü COVID-19 に関する追加費用（または内包された費用）の分析
 - ü 政府支援を受けた場合にはその内容・影響・会計処理の特定
 - ü マクロ経済情報、回帰分析などの統計的分析を用いた経済的変数の予測
 - ü 売上・費用・利益に関する内部の予測と実績データの比較など
- COVID-19 が収益・費用・利益に与えた影響の概算に際して、予算と実績との比較の使用が可能であると考えられる。もし COVID-19 が生じなかった場合に想定される達成の結果を示すことで、COVID-19 の影響が特定される。これは取引当事者の負う機能リスクに応じてその影響をどのように分担するべきかを検討する際に有益である。
- 比較可能性分析に用いる最も信頼できる情報は、第三者間の同事業年度に係る情報である。取引単位営業利益法（以下「TNMM」）を運用する場合、利用可能な過年度の財務情報に基づき、かつ当年度の情報を利用して、比較可能性分析を行う必要がある。
- 情報の不足に対処するためのアプローチとして、以下の方法が挙げられる。
 - ü 独立企業間価格を合理的に見積るために、同時期に得られる情報によって補足された合理的な商業的判断の使用を認めること。
 - ü 事業年度終了後に入手可能となる情報を用いて、独立企業原則に則った結果となるよう検証及び必要に応じて修正申告を行うこと。
 - ü 複数の移転価格設定方法を使用すること。
- 例えば、2008/2009 年の世界金融危機のデータのみに基づいた比較可能性分析については、重大な懸念があるとされている。
- COVID-19 の発生以降または影響が顕著であった期間については、それ以前とは区別した上で分析を行うことが一般的に適切だと考えられる。COVID-19 の影響を受けた期間の財務データが、影響を受けていない年度に関する分析結果を不当に歪曲しないよう留意が必要である。比較対象企業が同様の事業活動の制限または条件に直面しているか、分析の際には注意を払うべきである。
- 移転価格税制の不確実性を軽減するため、国内法で許容される範囲で、価格調整を実施することも一つの解決策である。これは、独立企業原則へのコンプライアンスを確保すると同時に柔軟な対応力の強化のための対応策であると考えられる。
- 過年度に用いた比較対象企業を 2020 年度にも用いる際には留意が必要である。それらの比較対象企業の妥当性を改めて精査し、必要に応じて比較対象企業の選定基準の見直し・比較対象企業の再選定を行う。
- 比較可能性の基準のみ満たしていれば、COVID-19 の影響で赤字を計上している点を理由として比較対象企業から除外するべきではない。

チャプター2：損失及び COVID-19 特有の費用の配分

主な課題

- 限定的なリスクのみを負うグループ法人が赤字となる場合の妥当性の判断基準
- COVID-19 による影響に対応するために、COVID-19 に伴う契約条件の見直しが可能となるケース
- COVID-19 に伴う営業費用及び特殊費用はどのように配分すべきか
- 比較可能性分析上、COVID-19 に伴う特殊費用は扱うべきか

- 契約書上の不可抗力条項は COVID-19 に伴う赤字の配分にどう影響するか

ガイダンスの要点

- COVID-19 に伴う特殊費用・一時的な費用は、取引の正確な描写に基づき、グループ企業間で配分されるべきである。
- 限定的なリスクのみを負う企業であっても、企業によって負う機能・リスク及び利用する資産は多様であるため、限定的なリスクのみを負う企業が赤字となる場合の妥当性を判断するための一般的なルールを設けることはできない。一例として、実質的に在庫リスクを有さない販売会社であっても、一定の市場リスクを負うことが想定されている場合、需要の減少で固定費用を回収できなければ赤字になる可能性が想定されることが挙げられる。
- COVID-19 以前と以降で負うリスクに変化があると納税者が説明する場合に、税務当局よりその変化に関する商業上の理由を検討を実施することが考えらる。事業リスクの配分の見直しに際して、当該取引・事業に関連するすべての情報を分析・文書化して納税者のポジションの妥当性を証明できるよう備えるべきである。
- COVID-19 対応として、グループ内取引で契約条件の見直しを検討する場合も想定される。グループ内取引の契約条件の改訂を行うか、それが独立企業原則に沿っているかについて、類似した状況下の第三者間で同様の対応が採用されるか否かに留意した上で、ガイダンスなども参考に慎重に検討するべきである。グループ内契約の条件改定が独立企業原則に適合するかの判断に際して、類似した状況下の第三者間で類似した対応が行われるかが重要であり、納税者の判断の合理性をサポートする材料となる。
- COVID-19 に伴って発生する感染防止のための防護具、ソーシャルディスタンスのための事業所のレイアウト変更などの特殊費用や一時的な費用をグループ法人間でどのように分担すべきかについて、主に第三者間で類似の費用の分担の実情、及び当該グループにおける事業リスクの配分に則して決定するべきである。
- 今後の長期的または恒久的な事業の在り方の変化に関する費用の場合は、特殊費用や一時的な性質の費用とは解釈されない可能性がある。例えばテレワークが今後も定着した場合、テレワーク関連の IT 費用は恒常的に発生する費用となることが挙げられる。
- 独立企業原則の下で、例外的費用の顧客またはサプライヤーへの転嫁の可能性は、業界における競争力および需要の価格感応度によって異なることが想定される。
- 比較可能性の分析を行う際には、COVID-19 関連の特殊費用の取扱について考慮が必要となる場合がある。一般的に、移転価格分析において利益水準指標を算定する際に、営業利益から特殊費用は除外されるべきである。特殊費用の取扱に際して、取引当事者間の事業上のリスク配分や取引に関する詳細な分析を踏まえて判断する必要がある。特殊費用を除外する場合の留意点として、当該グループ内取引と比較対象取引について可能な限り取扱を整合させることが挙げられる。また、コストベースに COVID-19 関連の特殊費用を含めると判断した場合に、マークアップを加えるのかパズ・スルー費用として扱うのかも検討する必要がある。また、COVID-19 関連の特殊費用の会計処理が、比較対象取引や比較対象企業とグループ内取引とで異なる可能性もあるため、比較可能性の観点から留意が必要である。
- COVID-19 を理由に不可抗力条項の適用を主張し、契約上の義務の履行を減免・延期の可能性を検討することも想定される。グループ内取引について不可抗力条項を適用する場合、契約書とその根拠となる法的枠組みが移転価格分析の出発点となるべきである。グループ内取引の事業上のリスク配分や取引の詳細な分析、商取引に関する経済的な様々な条件などを総合的に考慮して、不可抗力条項の適用の適性を判断する必要がある。

チャプター3：政府支援プログラム

主な課題

- 政府支援はグループ内取引の経済的な特性に該当するか
- 当該国の市場の特色に関する OECD 移転価格ガイドラインの概念は、政府による支援へ応用できるか
- 政府支援の移転価格設定への影響の可能性
- 政府支援の享受によりグループ内のリスク配分に変更が生じるか
- 政府支援の享受により比較可能性の分析に影響が生じるか

ガイダンスの要点

- 多くの政府は、様々な雇用維持やより広範な金銭的支援、事業継続のための支援を実施している。これら施策の関連当事者取引への影響、または比較対象となる第三者間取引への影響を分析する際には、支援策の内容・支援を享受する期間・支援策の利用の可能性・利用の有無等を考慮する必要がある。
- 政府による給与補填・借入保証・給付金などはより直接的な影響があると考えられる。各地域における政府によるインフラへの支援策の提供はより間接的で経済的な影響があると捉えることも想定される。また、取引相手（顧客など）が政府支援を受けた場合も、取引上の経済的特徴に影響を与える可能性がある。その場合、移転価格分析の妥当性をサポートする証拠資料の準備が必要となる。
- OECD 移転価格ガイドラインによると、一般的に、政府の介入はその国の市場の状況として扱われるべきである。政府による支援の影響を分析する際には、以下の点を考慮すべきである。
 - ü 政府支援の受入れが市場優位性をもたらすか否か

- ü 支援による収入の増加額または費用の減少額及び支援の期間
 - ü 享受した支援が外部の顧客やサプライヤーとの取引価格にどの程度反映されるか
 - ü もし外部の顧客やサプライヤーとの取引価格に反映されない場合、政府支援分の利益は他の形で顧客やサプライヤーに配分しているか
- 政府による支援がグループ内取引の価格設定に及ぼす潜在的な影響は、当該取引の経済的な特性に依拠している。当該取引の詳細な分析及び比較対象取引との比較可能性の分析も必要となる。政府支援の影響を検討する際には、例えば支援の利用可能性・目的・期間・政府が課すその他の条件・経済的に重要なリスクの配分・市場での競争や需要のレベルを考慮すべきである。
 - 政府支援は、移転価格分析におけるリスク配分を変更するものではないが、負っているリスクによる金銭的なマイナスの影響を軽減する可能性がある。一例として、信用リスクを負う当事者について、政府支援により取引先の債務不履行と損失の回避が可能となる場合も想定されることが挙げられる。
 - 潜在的な比較可能性を検討する際には、政府支援の受領を考慮することが必要である。当該支援は、当事者間の商取引または金融関係の確立方法及び当事者間の取引の価格設定方法の双方に影響を及ぼす可能性があるためである。政府支援の種類が異なる場合、第三者取引の独立企業間価格に異なる影響を与えることが想定される。
 - 比較可能性の調整が確実に行われらない限り、救済期間などの重要な差異が比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

チャプター4：APA

主な課題

- COVID-19 が締結済の APA に与える影響
- COVID-19 が交渉中の APA に与える影響

ガイダンスの要点

- 納税者と税務当局共に、経済環境の変化のみを理由として、締結済の APA を自動的に取消・改定することはできない。APA の取消・改定が必要となるような事由（例：重要な前提条件への抵触）がない限り、締結済の APA は尊重されるべきである。
- 納税者は APA について独自に判断せず、APA を合意した税務当局に透明性の高い情報を開示し、相談することが推奨される。重要な前提条件への抵触に該当すると懸念される経済環境や事業実績の変化がある場合、早めに当局に報告を行うことが望ましい。関連当局に対応に関する検討の時間をより多く与えることで、APA の取消ではなく改定に合意できる可能性が高まると考えられる。
- 事業環境の不透明感から、納税者に新規の APA 申請の継続の再検討・今後の申請の躊躇という状況が生じる可能性が想定される。しかし、納税者と税務当局の双方にとって、税務上の確実性の確保と将来における紛争の防止の観点から、APA は有用であることが改めて強調されている。納税者と当局は、APA 締結の遅延を最小限に抑制できた事例を検証し、協力体制を整え、効率的に柔軟なアプローチを模索することが求められる。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice, please contact:

Deloitte China Tax Managing Partner

Eunice Kuo

Partner

Tel : +86 21 6141 1308

Fax : +86 21 6335 0003

Email : eunicekuo@deloitte.com.cn

Northern China

Andrew Zhu

Partner

Tel : +86 10 8520 7508

Fax : +86 10 8518 7326

Email : andzhu@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner

Tel : +86 21 6141 1059

Fax : +86 21 6335 0003

Email : mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Victor Li

Partner

Tel : +86 755 3353 8113

Fax : +86 755 8246 3222

Email : vicli@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 28 6789 8188

Fax : +86 28 6500 5161

Email : ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email : ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel : +86 10 8520 7511

Fax : +86 10 8518 1326

Email : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner

Tel : +86 21 6141 1262

Fax : +86 21 6335 0003

Email : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner

Tel : +86 28 6789 8008

Fax : +86 28 6317 3500

Email : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (内地)

German Cheung

Director

Tel : +86 20 2831 1369

Fax : +86 20 3888 0121

Email : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (香港)

Doris Chik

Director

Tel : +852 2852 6608

Fax : +852 2851 8005

Email : dchik@deloitte.com.hk

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify national marketing team of Deloitte China by email at cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツリミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつまたは複数指します。DTTL（または「Deloitte Global」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80%の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 312,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア(www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性または完全性に対し、我々はいかなる（明示的または暗示的な）言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員または代理者は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的または間接的な損失に対しても責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte China.